

処 分 基 準

平成29年2月2日作成

| |
|--|
| 法 令 名：探偵業の業務の適正化に関する法律 |
| 根 拠 条 項：第15条第2項 |
| 処 分 の 概 要：探偵業の廃止命令 |
| 原権者（委任先）：山口県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め： 探偵業の業務の適正化に関する法律第3条（欠格事由） |
| 処 分 基 準： 法第3条各号のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいる場合（法第4条第1項の規定による届出をしないで探偵業を営んでいる者にあつては、その営業が探偵業に当たることについての認識が全く無く、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。）には、営業の廃止を命ずることとする。 |
| 問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係） |
| 備 考： |